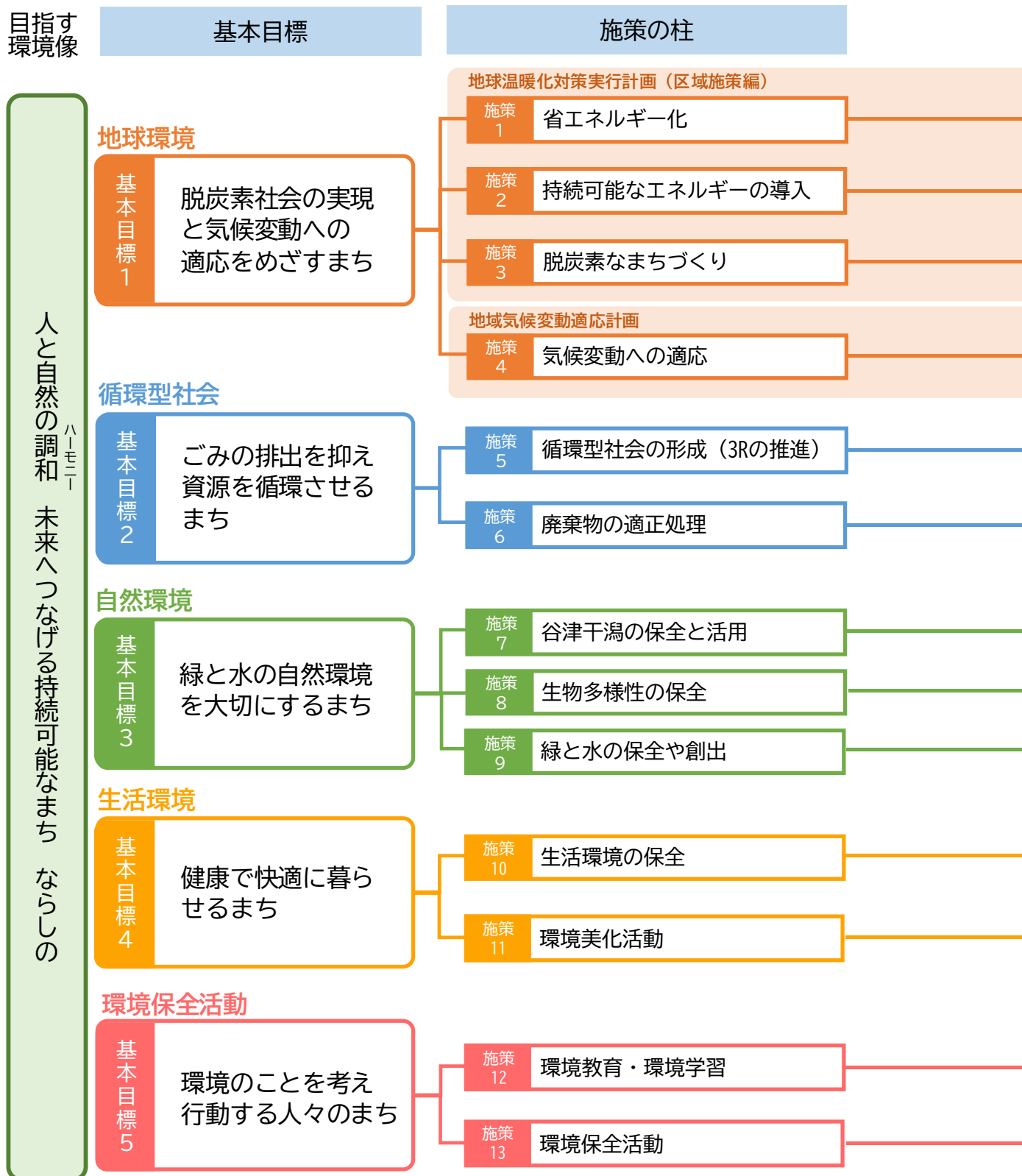


第4章 施策体系及び施策

1 施策体系



施策の方向

①家庭・事業所の省エネルギー化の促進 ②省エネルギー行動の促進
③公共施設における省エネルギー化の推進

①再生可能エネルギーの利用拡大
②自立・分散型エネルギーシステムの構築

①エネルギーを効率的に使う建築物の普及
②環境負荷の少ない交通サービスの確保と利用の促進

①継続的なモニタリング・情報収集 ②適応に関する普及啓発
③気候変動影響への対応

①ごみの発生抑制 ②再使用の促進 ③再生利用の促進

①ごみの適正な排出の促進 ②処理施設の整備・維持管理

①谷津干潟の保全 ②谷津干潟の活用

①生物多様性に配慮したまちづくり ②外来生物への対策
③生物多様性の意識啓発

①緑と水の保全や創出 ②緑や水とふれあう機会の創出

①大気環境の保全 ②水質・土壌・地盤環境の保全
③騒音・振動・悪臭の防止 ④有害化学物質対策の推進
⑤公害苦情への対応

①都市環境の美化と保全

①市民等の環境学習の普及 ②学校における環境教育の推進

①環境保全活動の促進 ②広域的連携の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

施策
施策体系及び

第5章

第6章

第7章

資料編

2 施策

本項の構成

本章は、基本目標ごとに「現状と課題」「施策」「指標」の3つの内容により構成しています。

現状と課題

各分野の環境に関するデータや市の取り組み、市民の意識等の現状と、これらを踏まえた課題を示します。

現状と課題

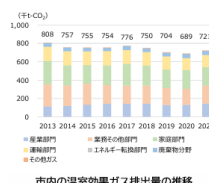
①直近年度は前年度より温室効果ガス排出量が増加

本市の温室効果ガス排出量は、令和3(2021)年度において721千t-CO₂であり、平成25(2013)年度比10.7%減少となりました。コロナ禍における全国的な諸活動の自粛等を背景に、令和2(2020)年度は温室効果ガス排出量が689千t-CO₂まで減少しましたが、社会・経済活動の自粛緩和等に伴い産業部門、業務その他部門等が増加に転じたため、直近の令和3(2021)年度は増加したものと考えられます。

国は令和2(2020)年に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を平成25(2013)年度比46%削減に引き上げました。

また、国の方針を受けて、千葉県においても令和3(2021)年に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

本市では、令和4(2022)年に「ゼロカーボンシティ」を表明しており、市、市民、事業者がともに「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に挑戦するとしています。目標の達成に向けては、環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを進めることが求められ、千葉県とともに本市の特徴を踏まえた地球温暖化対策を展開し、中長期的な取り組みを推進していく必要があります。



「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、市内の二酸化炭素削減を一層加速させていくことが必要

施策

施策の概要と具体的な取り組みの内容を示します。

施策

施策1 省エネルギー化

「2050年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指す「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、設備等のハード面及び行動によるソフト面からエネルギーの削減を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

また、市は一事業者として市内事業者の模範となるべく、公共施設の脱炭素化を推進します。

取り組み1-① 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

■ 省エネルギー設備等の普及促進

- 家庭に向けて、省エネルギー設備等の導入に係る補助制度の実施や、その他、国や千葉県が実施する省エネルギー関連事業等について情報提供を図ります。
- 事業所に向けて、国や千葉県が実施する省エネルギー設備等の導入に係る補助制度等について情報提供を図ります。
- 市域における省エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。

指標

施策ごとに、現状から計画目標年度までの進捗を管理するための指標を示します。

指標

施策1の指標

指標	現状値		計画目標値	
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
市域における温室効果ガス排出量	-※1	436.1千t-CO ₂ (平成25(2013)年度比▲46%)※2		
公用車(一般車両)に占める次世代自動車の割合※3	5%	32%		
住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	100件	120件		

※1 現状値は本計画策定時における最新値として、令和3(2021)年度721.4千t-CO₂となっている。
 ※2 「市内の温室効果ガス排出量」の目標値は、令和15(2033)年度時点で把握可能な最新値である令和12(2030)年度値とする。
 ※3 消防車などの特殊車両を除く一般車両の台数(令和6(2024)年度末時点158台)を母数として算出した。

脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち

- 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成に向けて、市内の温室効果ガス削減を一層加速させることが必要
- 気候変動による様々な影響が懸念されるなか、市民が安心して快適に暮らすための適応策を進めることが急務

現状と課題

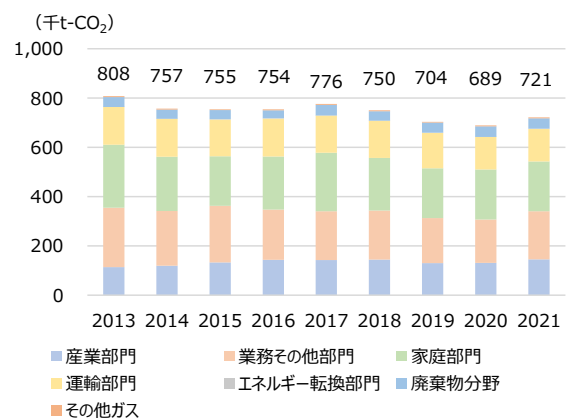
①直近年度は前年度より温室効果ガス排出量が増加

本市の温室効果ガス排出量は、令和3(2021)年度において721千t-CO₂であり、平成25(2013)年度比10.7%減少となりました。コロナ禍における全国的な諸活動の自粛等を背景に、令和2(2020)年度は温室効果ガス排出量が689千t-CO₂まで減少しましたが、社会・経済活動の自粛緩和等に伴い産業部門、業務その他部門等が増加に転じたため、直近の令和3(2021)年度は増加したものと考えられます。

国は令和2(2020)年に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を平成25(2013)年度比46%削減に引き上げました。

また、国の方針を受けて、千葉県においても令和3(2021)年に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

本市では、令和4(2022)年に「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しており、市、市民、事業者がともに「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に挑戦するとしています。目標の達成に向けては、環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを進めることが求められ、千葉県とともに本市の特徴を踏まえた地球温暖化対策を展開し、中長期的な取り組みを推進していく必要があります。



市内の温室効果ガス排出量の推移



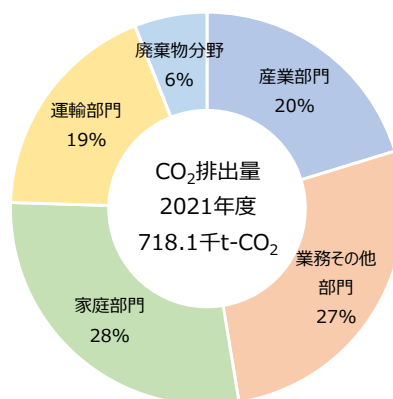
「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、市内の二酸化炭素削減を一層加速させていくことが必要

②家庭部門、業務その他部門から市内の二酸化炭素排出量の5割以上が排出

市内の二酸化炭素排出量の5割以上は、住宅からなる家庭部門、及び事業所（商店や事務所等）からなる業務その他部門からの排出によるものです。

これらの部門における排出量を削減するには、節電等の行動を中心とした運用面での省エネには限界があり、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入、断熱化による建物への対策が重要です。そのため本市では、住宅における脱炭素化に関する設備等の導入に向けた助成を行っています。

なお、再生可能エネルギーの利用では、日照条件のほか、建物の築年数や構造等の耐久面、または賃貸である等の所有権の問題により設備の設置が難しい場合も多いことから、電力契約の切替えによる再生可能エネルギーの利用拡大を図ることも重要です。千葉県では、事業者における再生可能エネルギー由来の電力の利用を促すため、令和7（2025）年3月に「事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業に関する協定」を締結し、取り組みを進めています。



二酸化炭素排出量の部門別割合

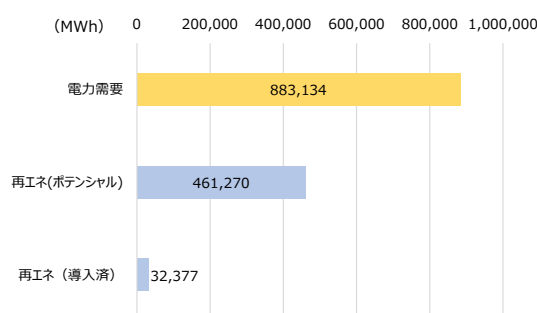


二酸化炭素削減を加速していくには、市民、事業者がライフスタイル、ビジネススタイルを変えていくとともに、建築物の脱炭素化、電力切替等による再生可能エネルギーの利用拡大が必要

③技術革新を注視しつつ、再生可能エネルギーの導入促進が必要

令和4（2022）年度に市内へ導入済みの再生可能エネルギーによる発電量は、同年の電力需要に対して3.7%、市域における再生可能エネルギーのポテンシャル最大限に対して7.0%に留まっており、まだ導入の余地がある状況です。

また、国内ではメタネーション技術^[27]による都市ガスの脱炭素化や、窓ガラスにも使えるペロブスカイト太陽電池^[28]等、脱炭素化に係る革新的技術の開発・研究が進められています。



再生可能エネルギー設備の発電量等の比較
（資料：「自治体排出量カルテ」（環境省）、自治体再エネ情報カルテ（環境省 REPOS）より作成）



「2050年ゼロカーボンシティ」の達成には、効率的なエネルギー利用や不足する再生可能エネルギーポテンシャルを補うために革新的技術の導入が必要

^[27]メタネーション技術…二酸化炭素(CO₂)と水素(H₂)を反応させてメタン(CH₄)を生成するプロセスであり、再生可能エネルギーから得られた水素を利用して、温室効果ガスの削減やエネルギーの貯蔵を目的とする。

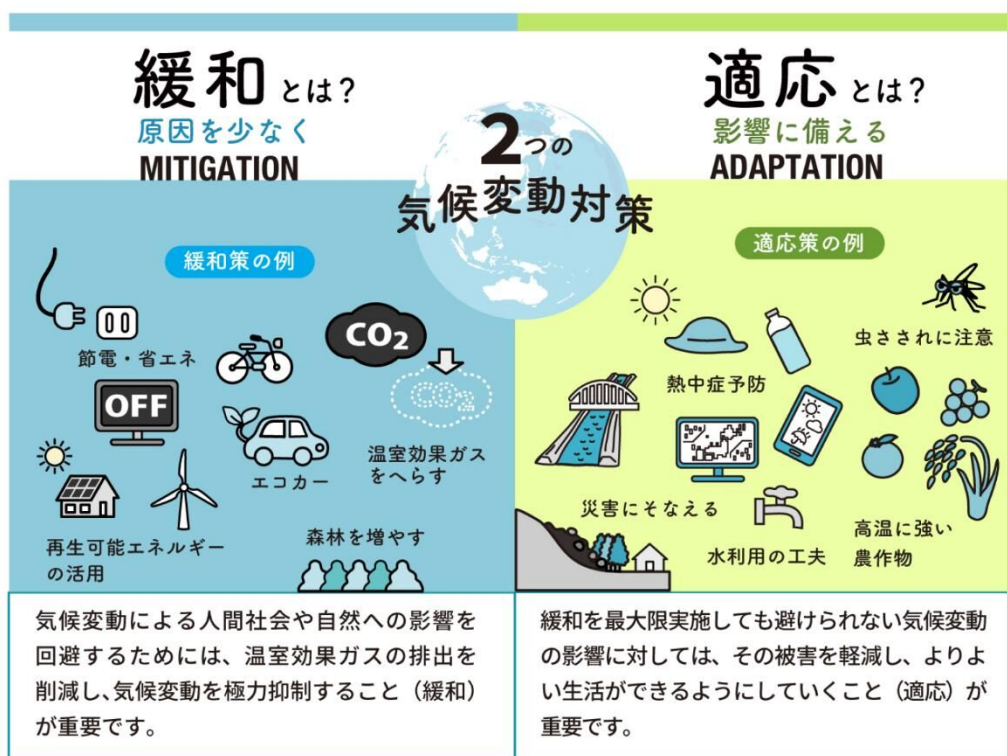
^[28]ペロブスカイト太陽電池…ペロブスカイト構造を持つ材料を使用した新しいタイプの太陽電池である。従来のシリコン太陽電池に比べて軽量で製造コストが低いという利点がある一方、耐久性や長期的な安定性等の課題も残る。

④気候変動の影響は既に生じており、気温上昇に伴い、さらなるリスクの増大が懸念

本市を含む近隣地域の傾向として経年的な平均気温の上昇が確認されているほか、市内ではマツ枯れの発生件数の増加や冬季を含む発生時期の長期化、猛暑による農作物の生育障害の発生等が確認されています。

今はまだ比較的狭い範囲に留まっている影響ですが、このまま地球温暖化が進行すれば、地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている水害や風害等の自然災害の激甚化や、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大等により、市民の健康や生活の危機はさらに深刻なものになると懸念されます。

これらに対しては、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」とともに、気候変動による被害を回避、軽減する「適応策」を両輪で進める必要があります。



緩和策と適応策

(出典：気候変動適応情報プラットフォーム)

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration.html>

➡

各主体間で適応策への認識を共有し、個々で取れる対策とともに、連携して気候変動に適応した強靱なまちづくりを進めることが必要

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章 施策 施策体系及び
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 資料編

施策

施策1 省エネルギー化

「2050年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指す「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、設備等のハード面及び行動によるソフト面からエネルギーの削減を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

また、市は一事業者として市内事業者の模範となるべく、公共施設の脱炭素化を推進します。

取り組み1-① 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

■ 省エネルギー設備等の普及促進

- 家庭に向けて、省エネルギー設備等の導入に係る補助制度の実施や、その他、国や千葉県が実施する省エネルギー関連事業等について情報提供を図ります。
- 事業所に向けて、国や千葉県が実施する省エネルギー設備等の導入に係る補助制度等について情報提供を図ります。
- 市域における省エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。

取り組み1-② 省エネルギー行動の促進

■ 脱炭素型ライフスタイルの推進

- 本計画に基づくリーフレット等を活用し、環境に配慮した行動について普及啓発を行います。
- 各種イベントやキャンペーンによる意識啓発を実施するほか、市民等の行動変容・ライフスタイル転換に向けた国民運動「デコ活^[29]」を推進します。

取り組み1-③ 公共施設における省エネルギー化の推進

■ 市役所における省エネルギー行動の率先

- デジタル技術の活用による市役所業務の効率化や省エネルギー化、環境配慮行動の実践を推進します。
- 電力、都市ガス等において引き続き低炭素なエネルギーの調達を推進します。
- 自治体間連携による森林整備を活用したカーボンオフセット^[30]の取り組みを継続します。

[29]デコ活…脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。

[30]カーボンオフセット…温室効果ガスの排出を削減したり吸収したりする活動に投資することで、排出量を埋め合わせる考え方。

■ 公共施設の省エネルギー化の推進

- 施設の新築・改修にあたっては、エネルギー消費量が少ない施設設計・改修に引き続き努めます。
- 公用車における電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車^[31]の導入を推進します。

施策2 持続可能なエネルギーの導入

二酸化炭素の排出につながらないクリーンなエネルギーとして、再生可能エネルギーの利用を推進します。市域で再生可能エネルギー設備の導入及び得られた電力の地産地消を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力調達も視野に入れることで、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

また、避難所等への再生可能エネルギー設備の導入を進めることで、災害時のエネルギー確保にも努めていきます。

取り組み2-① 再生可能エネルギーの利用拡大

■ 市域における再生可能エネルギーの利用拡大

- 家庭や事業所における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を促進するため、家庭へは本市の補助制度の利用促進に取り組み、事業者へは再生可能エネルギー設備に関する情報提供等を行います。
- 九都県市^[32]の協働事業「首都圏再エネ共同購入プロジェクト^[33]」について、市内事業者における利用を図るため普及啓発を行います。
- 市域における再生可能エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。

■ 公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進

- 公共施設における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を検討します。
- 新たに建設予定の清掃工場について、余熱利用により発電した電力の有効活用を検討します。

取り組み2-② 自立・分散型エネルギーシステムの構築

■ エネルギーの安定供給の促進

- 災害時に避難所となる小・中学校等の公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。

^[31]次世代自動車…環境負荷を低減するために開発された新しいタイプの車両で、主に電気自動車(EV)やハイブリッド車(HV)、燃料電池車(FCV)等が含まれる。

^[32]九都県市…埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市により構成されており、「九都県市首脳会議」では首都圏の広域的課題へ連携した取り組みを実施している。

^[33]首都圏再エネ共同購入プロジェクト…脱炭素社会の実現に向け、地域の民生部門の脱炭素化に取り組む首都圏の自治体と連携し、再エネ電力や非化石証書の共同購入を行うプロジェクト。自治体が地域事業者の脱炭素化を支援する。

施策3 脱炭素なまちづくり

二酸化炭素排出量の中長期的かつ大幅な削減を進めるために、エネルギー効率の良い建築物の普及や環境負荷の少ない交通サービスの確保を図っていきます。建築物や交通手段等は個々の選択によるものとなるため、市では市民や事業者へ向けて、情報提供や普及啓発を行っていきます。

取り組み3-① エネルギーを効率的に使う建築物の普及

- エネルギー効率の良い建築物の普及促進
 - 「長期優良住宅^[34]」等の認定により、断熱・遮熱性能が高く、パッシブデザイン^[35]が取り入れられている等、エネルギー効率の良い建築物の普及を促進します。
 - ZEH^[36]や ZEB^[37]、既存建築物の断熱化改修等について情報提供を行います。
 - 市域におけるエネルギー効率の良い建築物の普及に資する取り組みの検討を行います。

取り組み3-② 環境負荷の少ない交通サービスの確保と利用の促進

- 公共交通機関の利用促進
 - 鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通機関の利用を促進するため、公共交通網や便数の維持に努め、公共交通サービスを確保します。
- 歩行者・自転車利用環境の維持・向上
 - 「習志野市都市マスタープラン」等と連携し、人々が安全・安心で快適に移動できる自転車歩行者通行空間の創出やネットワークの形成を図ります。
 - 自転車等駐車場の適正配置を図ります。
 - シェアサイクルの認知度向上を図るため、ホームページでの情報提供等を行います。
- 次世代自動車の普及促進
 - 市域における電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の普及促進に向け、次世代自動車に関する周知・啓発を行います。

[34] 長期優良住宅…「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。

[35] パッシブデザイン… 太陽の光・熱、地熱、風等の自然のエネルギーを最大限に利用し、人工的なエネルギーの使用を抑えつつ快適な住環境を生み出す建築設計の手法。

[36] ZEH…Net Zero Energy House の略で、建物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガス等のエネルギー資源）の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを目指す住宅のこと。

[37] ZEB…Net Zero Energy Building の略で、建物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガス等のエネルギー資源）の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを目指す非住宅（オフィスビル、公共施設等）のこと。

施策4 気候変動への適応

地球温暖化に伴う気候危機に起因すると指摘される水害、風害等の自然災害の激甚化や、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大等が懸念される状況に対し、適切な市域の状況把握、また生じているリスクに対し市民の安全や快適性の確保のための対策を講じることで、気候変動に適応した強靱なまちづくりを推進し、暮らし続けることのできるまちを実現していきます。

取り組み4-① 継続的なモニタリング・情報収集

■ モニタリング等による気候変動の状況把握

- 市域で生じている気候変動の影響や将来予測される影響について、国や千葉県、周辺自治体等と連携し、情報収集を図ります。
- 気候変動による市域の変化を捉えるため、水質の継続的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて生態系等に関するその他調査の実施や関係機関等との連携を検討します。

取り組み4-② 適応に関する普及啓発

■ 市民、事業者への周知啓発

- 広報習志野やホームページによる情報発信により、気候変動への適応について周知啓発を図ります。

取り組み4-③ 気候変動影響への対応

■ 農業に係る対策

- 国や千葉県、研究機関等と連携し、気候変動に伴う病虫害の増加等に関する情報収集及び対策の検討を行います。
- 国や千葉県、研究機関等と連携し、温暖化に対応した品種、栽培技術、農業術の普及に向けた情報提供等を行います。

■ 水環境に係る対策

- 水環境に関する継続的な監視を行い、水質悪化が見られる場合は必要な対策の検討を行います。

■ 自然生態系に係る対策

- 谷津干潟自然観察センターや市民等と連携し、野鳥等の市域における生物の把握に努めます。
- 谷津干潟や都市公園等の適切な維持・管理を通じて、生態系バランスの維持につながる在来生物の保全や個体数の抑制等に努めます。
- 広報習志野やホームページによる情報提供等を通じて、外来生物の侵入・拡散防止に係る周知啓発を図ります。
- 定期的な樹木管理を通じて、マツ枯れの発生状況の把握や事前に樹木への薬剤の注入を行い、病虫害の防除を行うとともに、マツ枯れが発生した樹木の伐採等の対応を図ります。

■ 自然災害に係る対策

- ハザードマップの更新及び周知を通じ、自然災害発生時の被害軽減を図ります。
- 【再掲】災害時に避難所となる小・中学校等の公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。
- 耐震性貯水槽の設置により、災害発生時における飲料水の確保を図ります。
- 災害発生時の給水等の応急措置が必要な場合、「習志野市地域防災計画」に基づき、他の水道事業者等に応援要請をします。
- 公園、緑道、街路樹等について、災害時の一時避難場所や避難路、延焼遮断帯等の機能を発揮するよう、適切な維持管理に努めます。

■ 市民生活や健康に係る対策

- 防災無線、緊急情報メール等を通じ、熱中症に対する注意喚起を引き続き行います。
- 熱中症予防対策として、公共施設・民間施設で暑さをしのげる場所（クーリングシェルター等）の指定・設置を推進します。
- ヒートアイランド現象の緩和や街路空間における熱ストレスの軽減を図るため、街路樹、透水性舗装や屋上・壁面緑化等の整備を推進します。

指標

施策1の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
市域における温室効果ガス排出量	—※1	436.1 千 t-CO ₂ (平成 25 (2013) 年度比 ▲46%)※2
公用車(一般車両)に占める次世代自動車の割合※3	5%	32%
住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	100 件	120 件

※1 現状値は本計画策定時における最新値として、令和 3 (2021) 年度 721.4 千 t-CO₂となっている。

※2 「市内の温室効果ガス排出量」の目標値は、令和 15 (2033) 年度時点で把握可能な最新値である令和 12 (2030) 年度値とする。

※3 消防車等の特殊車両を除く一般車両の台数(令和 6 (2024) 年度末時点 158 台)を母数として算出した。

施策2の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
再生可能エネルギー設備を導入済みの公共施設数※における割合	29%	50%

※ 全公共施設のうち、再生可能エネルギー設備を導入可能な施設数(42 施設)を母数とした。

施策3の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
自転車通行区間の整備率	2.7%	10.9%※

※ 現時点での目標としており、変更となる可能性がある。

施策4の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
適応の認知度	27%※1	50%※2

※1 「環境に関する市民アンケート調査」(令和 6 (2024) 年度実施)において、気候変動の影響への適応を「意味を含めて知っている」と回答した割合。

※2 達成状況を把握するためのアンケート調査は、令和 14 (2032) 年度に実施予定。

第1章

第2章

第3章

第4章

施策
施策体系及び

第5章

第6章

第7章

資料編

ごみの排出を抑え資源を循環させるまち

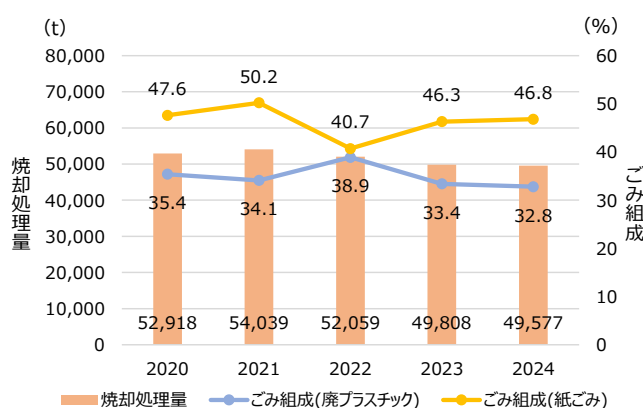
- 環境に配慮した持続可能な社会の実現に向け、ごみを出さない生活スタイルの浸透と、事業者の責任に基づくごみの減量と資源の再利用に係る取り組みが不可欠
- プラスチックごみの削減と資源として循環させる体制構築が必要

現状と課題

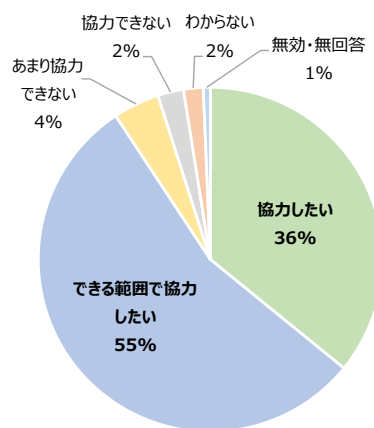
①ごみの焼却処理量等は減少傾向、紙ごみ、廃プラスチックが高い割合

本市におけるごみの焼却処理量は令和 6 (2024) 年度において 49,577t であり、平成 25 (2013) 年度から概ね減少傾向で推移しています。また、同様に 1 人 1 日あたりのごみ排出量も減少傾向にありますが、さらに環境負荷の低減を図るため、将来に向けて削減が求められます。

ごみの組成を見ると、本市の燃えるごみでは紙ごみ・廃プラスチックが高い割合を占めています。本市では現在、食品用白色発泡トレイ及びペットボトル以外のプラスチックごみは燃えるごみとして処理する中で一部助燃材としての役割を担いつつ、熱エネルギーとしてリサイクルしていますが、プラスチックごみの分別回収についてはほとんどの市民が協力したい意向をもつことから、今後は適切に分別・回収し、資源として再生利用する体制構築が必要です。また、紙ごみに関しては、引き続き古紙の分別・回収・資源化を推進する必要があります。



ごみの焼却処理量及びごみ組成の推移
 (資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省 廃棄物処理技術情報)より作成)



プラスチックごみ分別回収への協力
 (令和 6 (2024) 年度 環境に関する市民アンケート調査)

➡ 使い終わったプラスチックを資源として認識し、適切な排出・処理により新たな製品として再生利用する資源循環型社会の形成が必要

施策

施策5 循環型社会の形成（3Rの推進）

「できる限りごみを出さないライフ・ビジネススタイル」を意識して市民や事業者が日々の生活を送れるよう、3Rの周知・徹底や環境学習、多様な主体との協働を推進していきます。また、手前取り等による食品ロスの削減やワンウェイプラスチック^[38]をはじめとするプラスチックごみの排出抑制・再生利用を推進し、市民・事業者・市がそれぞれの役割を実践します。

取り組み5-① ごみの発生抑制

■ ごみの発生抑制の推進

- ごみの出し方等について広報習志野やホームページによる情報発信、環境美化推進員講習会を通じてごみの減量化に係る意識啓発を行います。
- 多量排出事業者について、「減量化・資源化計画書」を通じたごみの減量化・資源化を促進します。
- 「3010運動^[39]」等、食品ロスの削減に係る取り組みを推進します。
- プラスチックごみの発生抑制に向けて、マイボトルやマイバッグの利用を促進します。

■ 3Rの意識啓発

- 清掃工場での環境学習やイベント等で3Rに触れられる機会を積極的に創出し、意識啓発を継続します。

取り組み5-② 再使用の促進

■ 不要品の再使用の推進

- 家庭における不要品の再使用に向けて、リユースする場の提供を図ります。

■ 資源回収の推進

- 資源物がごみとして排出されることがないように、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の配布等により、普及啓発を行います。
- 使用済小型家電等の拠点回収や有価物回収運動奨励事業の実施等、資源物を適切に回収できる体制構築を図ります。
- 資源物の持ち去り防止に努めます。

[38]ワンウェイプラスチック…使い捨てを目的として設計されたプラスチック製品のこと。

[39]3010運動…国が推奨する宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、宴会の最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を楽しみ、食べ切ろうとするもの。

取り組み5-③ 再生利用の促進

■ 再生利用の推進

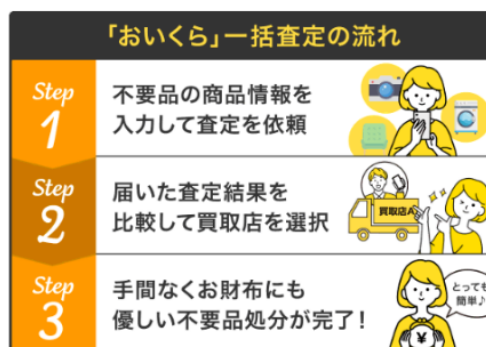
- 市の事務事業で率先して、環境に配慮された製品の購入に努めます。
- 広報習志野等を通じて、グリーン購入について普及啓発を行います。

●コラム● 習志野市におけるリユースの推進

本市では循環型社会の形成に向けて、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、現在は市ホームページにてリユースプラットフォーム※「おいくら」を通じたリユース事業を紹介しています。

冷蔵庫や洗濯機等の家電リサイクル法対象製品も対象となり、自宅での出張買取にも対応する等、市民の利便性向上と廃棄物削減の両立を図ります。

※株式会社マーケットエンタープライズが不要品買取一括査定サービスとして提供するリユースサイトのこと。



(出典：習志野市ホームページ)

参考情報
へのアクセス

習志野市
ホームページ



施策6 廃棄物の適正処理

プラスチックの循環利用に向けては資源とごみを適正に分別して排出することが必要であるため、市民及び事業者におけるごみの分別徹底を促進していくとともに、プラスチックの資源循環に係る処理体制の構築に努めていきます。

また、現在の清掃工場の老朽化に伴い、環境に配慮した循環型社会を推進する新たな清掃工場の建設を行います。

取り組み6-① ごみの適正な排出の促進

■ ごみの分別の徹底

- 【再掲】資源物がごみとして排出されることがないように、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の配布等により、普及啓発を行います。
- プラスチックごみの循環利用について、清掃工場に適した収集運搬や処理体制の構築を目指します。

■ ごみの適正な排出の促進

- 多量排出事業者を中心に、事業者への指導や助言、現地調査や清掃工場でのごみの展開調査等を通じて、適正排出を促進します。

取り組み6-② 処理施設の整備・維持管理

■ 清掃工場の整備・維持管理

- 現状の清掃工場を適切に維持管理するとともに、新たな清掃工場の整備を推進します。

■ 災害時のごみへの対応

- 民間事業者との協定に基づく効率的なごみ処理体制の構築により、災害時のごみへ適切な対応を図ります。

指標

施策5の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
リユースサイトの活用件数	239件/年	480件/年
1人1日あたりのごみ総排出量	773g/人・日	808g/人・日 [※]
1人1日あたりの生活系ごみ排出量(資源除く)	461g/人・日	466g/人・日 [※]
事業系ごみ排出量	13,703t	14,271t [※]

※「習志野市一般廃棄物処理基本計画」(令和4(2022)年3月)で設定した令和13(2031)年度の目標値を計上。すでにこの目標は達成済みのため、今後、「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直し等に合わせ、目標値の見直しを予定している。

施策6の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
資源物回収量	4,765t	5,475t [※]

※今後、「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直し等に合わせ、目標値の見直しを予定している。

緑と水の自然環境を大切にすまち

- ラムサール条約に登録される貴重な湿地「谷津干潟」を保全し、多様な生きものが生息、生育する緑と水のつながりを守り、人と生きものがともに暮らせるまちをつくっていくことが必要
- 2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、市民、事業者等の様々な主体と協働、連携した取り組みが必要

現状と課題

①環境省と協働の下、谷津干潟の保全事業を実施

本市の自然を代表する谷津干潟では、チドリ目 69種を含む 201 種の鳥類が確認されており、シギ・チドリやカモ類をはじめとする鳥類にとって極めて重要な渡りの中継地及び越冬地となっています。そのため、渡り鳥の集団渡来地としてラムサール条約のほかに国指定鳥獣保護区の指定を受けており、管理者である環境省主導のもと保全が行われています。

本市では谷津干潟がラムサール条約登録湿地となった翌年の平成 6（1994）年に習志野市谷津干潟自然観察センターを設置し、観察センター職員やボランティアとともに谷津干潟を中心とした調査や清掃活動等を実施してきました。

しかし、シギ・チドリ類の渡来数の大幅な減少が見られたため、鳥類の生息環境の改善を目的として、環境省では平成 22（2010）年度から令和元（2019）年度まで「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」を実施しました。環境改善が見られた現在も、モニタリング調査が継続されています。

谷津干潟は 2030 年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けても重要な地域であり、今後も継続的な保全に努めていくことが求められます。



「谷津干潟をキレイにしよう！」
の活動の様子



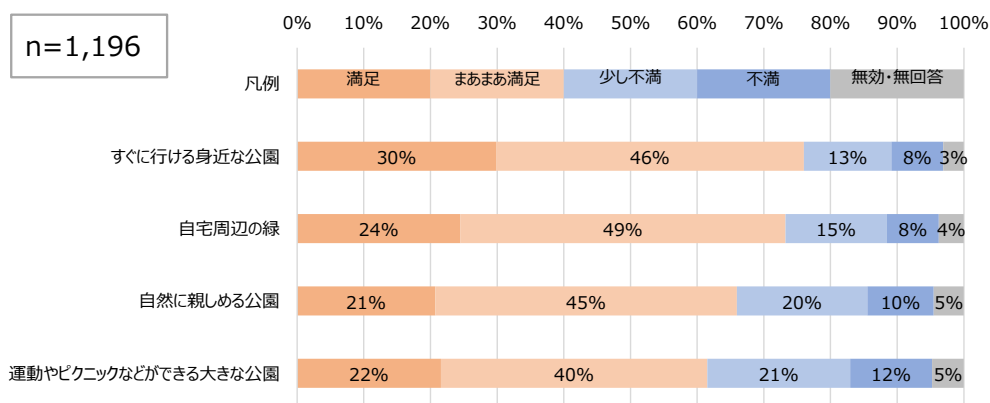
ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に貢献するため、市民、事業者等の連携により次世代へ続く環境保全に取り組んでいくことが重要

②都市公園等における緑と水の環境

緑や水といった環境は、生活空間の彩りや心地よさにつながるものです。

市域の半分以上を宅地が占める本市では、都市公園や緑地が地域における貴重な緑と水の環境として市域に点在しています。

令和6(2024)年度末現在、本市の都市公園は合計235カ所、118.6haとなっており、都市計画区域人口1人あたりに換算した面積は6.8m²/人です。アンケート調査結果では、市民における緑や公園の満足度も高いものとなっています。



市内の緑や公園の満足度
(令和6(2024)年度 環境に関する市民アンケート調査)

藤崎森林公園や実籾本郷公園等、緑と水の環境を併せ持つ公園もあり、市民の生活に潤いを与えています。市民や事業者における環境保全への意識を育むためにも、これらの都市公園等において防犯上の観点や公園管理のために定期的な設備点検や剪定といった適切な管理を行い、引き続き緑と水にふれあう機会の創出を図っていくことが必要です。



緑や水とのふれあいを通じて暮らしへの潤いを得るとともに、そうした環境を保全していくことへの意識を高め、環境に配慮した行動を実践していくことが必要

③生きものと共存できるまちづくりに向けて

本市内では、谷津干潟を中心として多くの生きものが生息、生育しており、絶滅危惧種であるズグロカモメやセイタカシギ等の貴重な生きものも確認されています。これらの生きものが暮らしやすい環境を保全していくには、谷津干潟自然観察センターにおけるイベントを通じた意識啓発等により、市民、事業者の一人ひとりが環境への意識を高め、緑化や環境に配慮したまちづくりを進める必要があります。

また、外来種では、在来種の生息を脅かすアメリカザリガニ、ミシシッピアカミミガメ、市民の健康や住宅に被害を及ぼす恐れのあるアライグマ、ハクビシン、セアカゴケグモの動物の他、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシ等の植物も市内や近隣自治体で確認されており、現在、千葉県と共同で実施しているアライグマの防除対策等、継続的な対応が求められています。



ズグロカモメ



セイタカシギ

習志野市で確認される絶滅危惧種



アライグマ



ハクビシン



セアカゴケグモ



オオキンケイギク

習志野市で確認される外来種

(出典：ハクビシン 「分布を拡大する外来哺乳類 アライグマ ハクビシン ノートリア」(環境省))

https://www.biodic.go.jp/pamph_list/index.html

(出典：アライグマ、セアカゴケグモ 習志野市ホームページ)



在来の生きものが住み続けられるよう、生物多様性等に配慮した暮らしや働き方を促進し、生息・生育に適した環境を維持していくとともに、外来種への対策を講じていくことが必要

施策

施策7 谷津干潟の保全と活用

本市の自然資源である谷津干潟を適切に保全するため、環境省と連携した取り組みを進めるほか、市内のボランティア等との協力による清掃活動を継続して行っています。

さらに、渡り鳥の中継地という観点からは広域的な連携も必要となるため、オーストラリア・ブリスベン市をはじめとした国際的な交流も継続します。

取り組み7-① 谷津干潟の保全

■ 谷津干潟における保全活動の推進

- 環境省の実施する谷津干潟の保全対策に協力するとともに、連携体制の構築等を行います。
- 谷津干潟の清掃活動等、保全に資する取り組みを実施します。

■ 谷津干潟を中心とした交流・ネットワークの構築

- 湿地と渡り鳥の保全を進めるため、オーストラリア・ブリスベン市との「湿地提携」や国際的な連携協力事業である「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ^[40]」への参加等、谷津干潟を中心とした交流・ネットワークの構築に努めます。

取り組み7-② 谷津干潟の活用

■ 谷津干潟を通じた環境教育等

- 谷津干潟自然観察センターにおける自然観察会、行事、展示イベント等を通じて、干潟とふれあう機会を創出するとともに、環境保全に係る意識啓発を行います。

●コラム● 谷津干潟の日・環境月間

本市に残された貴重な自然財産である谷津干潟を市民と市が協働して保全していくため、ラムサール条約に登録された6月10日を「谷津干潟の日」とすることを平成9(1997)年に宣言し、その後、平成11(1999)年に制定した環境基本条例第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。毎年6月には谷津干潟の日を記念し、様々なイベントを開催しています。

また、市民・事業者の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、同条例に基づき6月を環境月間としています。

谷津干潟の日宣言

わたくしたちは、1993年6月10日剣路会議において、ラムサール条約登録湿地に認定された谷津干潟を、貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して、「都市と自然との共生」を目指した保全を図ることを誓い、ここに6月10日を「谷津干潟の日」とすることを宣言する。

1997年6月8日

習志野市長 黒木 勇

谷津干潟の日宣言

[40]東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ…東アジアとオーストラリアの間にある重要な渡り鳥の飛来経路を保護するための国際的な協力体制のこと。湿地や生息地の保全を通じて、渡り鳥の生息環境を守ることを目的とする。

施策8 生物多様性の保全

「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、本市に生息、生育する在来生物を保全するとともに、外来生物の侵入・拡散・定着等を防ぐため、在来生物に配慮したまちづくりや外来生物の防除、またそれらにつながる人々への意識啓発を進めていきます。

取り組み8-① 生物多様性に配慮したまちづくり

■ 生物多様性に配慮した開発・整備

- 環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業では、「環境影響評価法」及び「千葉県環境影響評価条例」に基づき事業者へ環境影響評価の実施を要請し、生物多様性に配慮した地域整備を推進します。
- 都市公園や公共施設等において、在来生物の生育・生息空間に配慮した整備を推進します。
- 公共施設の緑化時には、生物多様性に配慮した緑の整備を推進します。

取り組み8-② 外来生物への対策

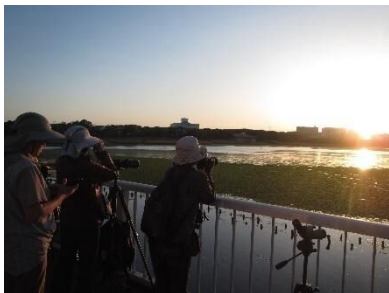
■ 外来生物の防除

- 千葉県と連携し、アライグマ等の特定外来生物の防除を行います。
- 【再掲】広報習志野やホームページでの情報提供等を通じて、外来生物の侵入・拡散防止に係る周知啓発を図ります。

取り組み8-③ 生物多様性の意識啓発

■ 意識啓発の推進

- 【再掲】谷津干潟自然観察センターにおける自然観察会、行事、展示イベント等を通じて、干潟とふれあう機会を創出するとともに、環境保全に係る意識啓発を行います。



チュウシャクシギ
のねぐら入り観察会



生きものふれあいコーナー



みんなの谷津干潟展

谷津干潟自然観察センターにおけるイベント等

施策9 緑と水の保全や創出

本市の緑と水を保全していくため、家庭や事業所、公共施設等の緑化を推進するとともに、市域で主要な緑となっている公園の維持管理を継続して図っていきます。

あわせて、緑や水とのふれあいについては、団体等によるイベントの開催や市民農園の利用等による機会の創出に努めていきます。

取り組み9-① 緑と水の保全や創出

■ 緑地・農地等の保全

- 「生産緑地地区制度」を通じて、生産緑地の保全及び新規指定等に努めます。
- 農地の保全に向け、農業従事者への支援等を行います。
- 市域における良好な緑を保全するため、管理者への支援を実施するほか、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づく樹林地等の指定の拡大等、適正な見直しを行います。

■ 水辺の保全

- 河川や水路、湧水、学校ビオトープ^[41]等、身近な地域における水辺の保全を図ります。

■ 家庭・事業所における緑化の促進

- こどもの誕生を記念した苗木の配布、住宅等の緑化指導等により、家庭における緑化を促進します。
- 緑化協定の締結等により、事業所における緑化を促進します。

■ 公共施設における緑化の推進

- 公共施設の緑について、剪定や草刈り、ボランティアによる花壇の整備等、適切な維持管理を実施します。
- 公共施設の建替え・新築に際しては、緑化基準を満たすとともに、屋上や壁面緑化等の緑化を推進します。

■ 公園等の整備・維持管理の推進

- 都市公園等の整備を進めるほか、既存の公園における池等の設備や緑について適切な維持管理を行います。

^[41] 学校ビオトープ…ビオトープとは、水辺や森林等の自然環境を再現し、生物多様性の保全や生きもの観察を楽しむための小規模な生態空間のことを指す。その中でも学校ビオトープとは、学校の敷地内に設けられたものこと。

取り組み9-② 緑や水とふれあう機会の創出

■ 緑や水とふれあう場の整備

- 緑や水とふれあう機会の創出に向けて、民間団体における関連イベントの開催等の際には協力をを行います。
- 市民と緑のふれあいを創出するため、市民農園の貸付け及び周知を行います。
- 緑や水と関連する施設・周辺緑地の整備を進め、市民等の利用率向上を図ります。

■ 地元農作物の地産地消の促進

- 自然とのつながりを感じられる機会として、地元農作物を通して地域の農地について理解を深め、地産地消を促進します。

指標

施策7の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
谷津干潟自然観察センター団体※対応者数	4,813人	4,900人

※幼稚園、保育所、小・中学校等。

施策8の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
生物多様性に関する認知度	16%※ ¹	30%※ ²

※¹ 「環境に関する市民アンケート調査」(令和6(2024)年度実施)において、生物多様性の動向について「認識していて、貢献したいと思う」と回答した割合。

※² 達成状況を把握するためのアンケート調査は、令和14(2032)年度に実施予定。

施策9の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
市民1人あたりの都市公園の敷地面積	6.8m ² /人	6.8m ² /人※ ¹
市民農園の設置件数	9件※ ²	11件

※¹ 市内の再開発等に伴い人口増加が想定されるため、本計画における令和15(2033)年度の目標値は、現状値と同じ数値とする。

※² 農地所有者開設型、市営、農作業体験型を合わせた件数。

健康で快適に暮らせるまち

- 市民が健康で快適に生活できる環境を確保していくことが不可欠
- 市民、事業者等と連携して、環境汚染が少なく清潔で過ごしやすいまちづくりに取り組むことが必要

現状と課題

①環境基準等は概ね達成しているが、一部未達成の項目あり

大気環境、騒音、振動等のいわゆる生活環境は、その名の通り人々の暮らしやすさに関わりが深いものですが、問題の発生源が必ずしも市内にあるとは限らず、特に大気等では広域的な影響を受けるものでもあります。本市ではこれまで、市域における大気、水質、騒音・振動等について定期的な観測や、異常時の対応に努めてきましたが、今後もそれらの対応を継続し、状況確認や関係機関との調整を図りながら問題の解決に努めていきます。

大気

- ・大気汚染物質のモニタリング結果は近年横ばいであり、環境基準を概ね達成していますが、光化学スモッグは未達成の状況が続いています。

水質・土壌・地盤

- ・河川等の公共用水域の水質調査結果は横ばいで推移していますが、一部環境基準未達成の項目があります。また工場等の排水調査では、規制基準を超過した工場等に対し、指導を行っています。
- ・市域2地域では、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物が環境基準を超過しているため、地下水汚染調査を実施しています。
- ・無秩序な埋め立てを防止するため、搬入土に規制を行っています。
- ・揚水量の規制により各地の沈下量は減少し、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

騒音・振動・悪臭

- ・騒音・振動調査は多くの地点で環境基準を達成していますが、騒音対策の難しい一部の国道や市道等で環境基準を超過している状況が続いています。
- ・悪臭は事業活動や日常生活に伴う臭い、東京湾からのガス臭まで幅広く、状況に応じて対応しています。

公害苦情

- ・苦情には建設工事による騒音振動や飲食店の臭気等の事業活動に伴う苦情と犬の鳴き声や楽器音等の規制を伴わない個人の活動により発生する生活騒音等があります。近年は法令等の規制がない苦情も多く寄せられ、関係機関との連携や当事者間での話し合いが必要な事案が見受けられます。



大気環境、騒音、振動等の動向を継続的に監視、悪臭は適宜把握し、状況に応じて適切な対応に取り組んでいくことが必要

②各種条例の制定による環境保全・美化活動のさらなる推進

空地が放置されていると、雑草が繁茂し歩行者や車両の通行に影響があるほか、蚊やハエ等の病害虫や不法投棄が発生しやすくなる等、様々な環境悪化の原因となることが考えられます。そのため本市では、危険状態となっているまたは危険状態になる恐れのある空地の土地所有者または管理者に対し、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づく空地の適正な管理に関する指導・助言等を行っています。

また、街中に対しては、「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんを放置しないまちづくり条例」に基づき、市と市民が連携して、地域の環境美化活動の推進を図ってきました。しかし近年、駅周辺においてたばこの吸い殻やペットボトル、空き缶等の投棄、動物のふんの放置や生活環境が損なわれる給餌が問題となったことを受け、新たに「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」を制定し、令和7(2025)年4月から施行しています。

環境保全・美化活動を進める上では、こうした条例による規定を明確にしつつ、市民、事業者等と連携したごみゼロ運動やキャンペーンを継続的に行っていくことで、ポイ捨てをしない意識の浸透等を図っていきます。



ごみゼロ運動の様子



歩きたばこ・ポイ捨て防止駅周辺街頭
キャンペーン
(令和6(2024)年度)

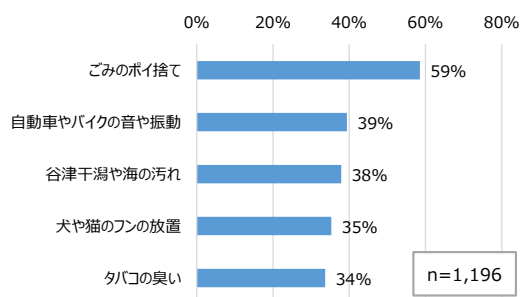


条例に基づく指導等を適切に実施するほか、継続的な意識啓発によりポイ捨てや無責任な給餌に係るマナーの浸透等を図っていくことが必要

③条例の制定による不法投棄等の防止

生活の中で市民が気になることとして、「ごみのポイ捨て」が最も多く挙げられています。ポイ捨てはまちの景観を損ねるだけでなく、悪臭の発生や衛生面の悪化、カラスやネズミの個体数増加等につながる恐れがあり、住みよいまちづくりを進める上では改善が必要です。

本市では、人が多く集まる駅周辺の環境を改善するために「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」（習志野市ポイ捨て防止条例）を制定し、令和7（2025）年4月より施行しました。条例を通じた指導や過料の徴収により、市内各駅周辺の環境改善を図っています。



生活の中で気になること
（令和6（2024）年度 環境に関する市民アンケート調査）



習志野市ポイ捨て防止条例
啓発用シート



一人ひとりがポイ捨てしない意識を育み、清潔で快適な生活環境を維持していくことが必要

施策

施策 10 生活環境の保全

市民の生活環境を守るための基本となる大気、水、土壌等について、法令に基づく監視や測定、指導を実施するとともに、市域の状況について市民、事業者への情報提供等に取り組みます。

取り組み 10-① 大気環境の保全

- 継続的なモニタリングの実施
 - 市内で継続的な大気のモニタリングを実施し、大気汚染の状況把握に努めます。
- 大気汚染の発生防止
 - 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく規制や指導等を行います。
- 情報提供・情報収集
 - 光化学スモッグの発生時には、防災無線や緊急情報サービス等を通じた市民への情報提供を行います。
 - 大気汚染の発生に関し、関係機関や市民等から迅速に情報収集を行える体制構築に努めます。

取り組み 10-② 水質・土壌・地盤環境の保全

- 水質汚濁の防止
 - 公共用水域の継続的な水質調査を実施することで、水質汚濁の状況把握に努めます。
 - 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく規制や指導等を行います。
 - 公共下水道の接続率の向上を図り、適切な維持管理に努めます。
 - 東京湾の水質保全に向けて、関連自治体との連携体制の構築や啓発活動の実施に努めます。
- 土壌汚染の防止
 - 土砂の搬入・埋立事業等に際しては、「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく規制等を行います。
- 地下水汚染の防止
 - 継続した水質調査を行い、地下水汚染状況の把握に努めます。
 - 汚染が確認された工場等に対し、千葉県と連携して浄化対策を助言、指導します。

■ 地盤沈下の防止

- 千葉県による地盤沈下調査や、本市が地下水水質調査と合わせて実施する水位の観測結果を踏まえ、地盤沈下の状況把握に努めます。
- 工場等に対し、「千葉県環境保全条例」や「習志野市環境保全条例」に基づく揚水規制により、地盤沈下の防止を図ります。

取り組み 10-③ 騒音・振動・悪臭の防止

■ 騒音・振動の防止

- 幹線道路及び周辺地域等を対象に、定期的な騒音・振動調査を実施することで、騒音・振動の状況把握に努めます。
- 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく規制や指導等を行います。

■ 悪臭の防止

- 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく臭気指数規制により悪臭の防止に係る指導を実施します。

取り組み 10-④ 有害化学物質対策の推進

■ 有害化学物質への対策

- 化学物質による環境リスクについて、市民や事業者への情報提供・普及啓発を行います。
- 有害化学物質について、必要に応じて調査を実施する他、対応が必要な場合は適切な処置を講じます。
- 環境への悪影響が懸念される化学物質について、適宜、情報収集に努め、国や千葉県と連携して必要に応じた対策を検討します。

取り組み 10-⑤ 公害苦情への対応

■ 事業活動に伴う公害苦情対策

- 事業者に対し、関係法令に基づく規制基準の順守及び指導を行います。
- 関係機関と連携し、解決方法を支援します。

■ 個人の活動に伴う苦情対策

- 解決手段の助言を行います。
- 公害の実情を周知するとともに、近隣住民に配慮した行動への理解を高める啓発等を行います。

●コラム● 有害化学物質とは

有害化学物質とは、人や環境に対して有害な作用を及ぼす化学物質のことであり、毒性が高い物質や発がん性物質等が含まれます。

有害化学物質が人や環境への害を及ぼさぬよう、国では大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法等の法律により、環境中へ有害化学物質が漏出することを防ぐよう規制を行っています。



暮らしの中の化学物質

(出典：「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」)
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guide_R04/zenbun.pdf

第1章

第2章

第3章

第4章
 施策 施体系及び

第5章

第6章

第7章

資料編

施策 11 環境美化活動

市民をはじめ、市内で働く人や、市へ訪れる人にも快適な環境を確保するため、ポイ捨ての防止等の環境美化活動の推進を市民、事業者等と協力して図っていきます。

取り組み 11-① 都市環境の美化と保全

- 都市環境の美化
 - まちづくり会議やボランティア団体等に対し、花苗や種子の配布等の支援を行います。
 - ごみゼロ運動や「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」に基づく取り組み等により、まちの美化を推進します。

- 都市環境の保全
 - 危険状態となっているまたは危険状態になる恐れのある空地の土地所有者等に対し、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づく空地の適正な管理に関する指導・助言等を行います。
 - キャンペーンの実施や看板の設置等を通じて、歩きタバコ・ポイ捨ての防止に関する意識啓発を行います。

- 不法投棄の防止
 - 広報習志野やホームページでの啓発、不法投棄防止看板の設置等、不法投棄の防止に努めます。
 - 市内各駅周辺におけるポイ捨て等に対し「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」に基づく指導を行います。

指標

施策 10 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
【大気】測定局における環境基準の達成率 ^{※1}	94%	100%
【水質】公共用水域における目標値 ^{※2} ・環境基準の達成率	99%	100%
【水質】工場等の排水における規制基準の達成率	95%	100%
【騒音・振動】道路における環境基準等 ^{※3} の達成率	89%	100%
【有害化学物質】環境基準の達成状況	100% ^{※4}	100% ^{※5}
公害苦情発生件数	49 件	51 件 ^{※6}

※1 測定局で観測している二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)、二酸化窒素 (NO₂) の環境基準達成状況。なお、二酸化硫黄 (SO₂) は東習志野測定局、微小粒子状物質 (PM2.5) は秋津測定局でのみ観測を行っている (令和 7 (2025) 年時点)。

※2 河川の3地点の目標値については環境基準を代用。

※3 騒音については環境基準、振動については人が揺れを感じ始めるとされる 55dB を目標値とする。

※4 ダイオキシン類調査の全地点で評価。

※5 対象とする有害化学物質調査の全地点で評価。

※6 近年の対応件数の平均値とした。

施策 11 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
環境美化に関するキャンペーンの実施回数	6 回/年 [※]	9 回/年

※ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン及びポイ捨て防止合同キャンペーンを合わせた実施回数。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

施策 施策体系及び

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

環境のことを考え行動する人々のまち

- 市民、事業者等の一人ひとりが環境への意識を高め、環境へ配慮した暮らしや事業活動へ転換を図っていくことが必要
- 環境教育・環境学習を通じた意識の向上と、市民、事業者等、様々な主体と連携・協力し、適切な役割分担による環境保全活動の推進が必要

現状と課題

①市民、事業者等における環境保全活動への参加

環境に関する様々な問題を身近な問題として捉え、一人ひとりが環境保全の大切さを認識し、主体的に行動に移すとともに、世代や地域、主体を超えた協働・連携を図っていくことが重要です。本市では平成 7(1995)年から習志野市谷津干潟自然観察センターにおけるボランティア事業活動を進めてきたほか、当施設を活用した環境学習、学校における環境教育等を行っています。

一方、生涯学習施設や関連機関と連携した環境教育の実施については、連携体制の構築や学習メニューの検討等、改善の余地があると考えられます。

また、市民、事業者等が環境保全に関する近年の動向や新たな知識を習得し、知見を深めるための身近な機会を創出するとともに、主体的な活動や行動変容に導くきっかけづくり、関心を引き寄せる情報発信等の新たな視点での施策を推進していくことが必要です。



谷津干潟ユースの活動の様子
(出典：谷津干潟自然観察センター
ホームページ)

<https://www.seibu-la.co.jp/yatsuhigata/action/sustainability.html#youth>



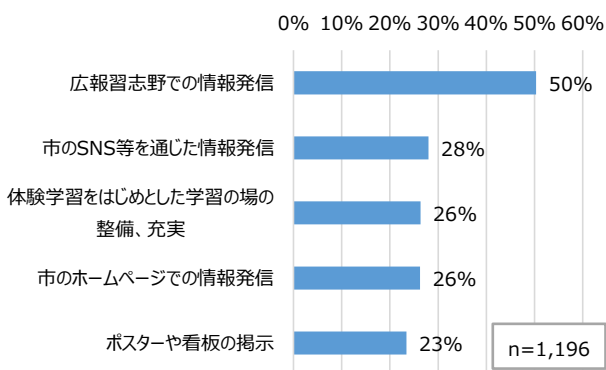
市内の施設や関連機関と連携して環境学習・環境教育を進めることで、市民や事業者等の主体的な行動変容を促すことが重要

②環境教育・環境学習等のニーズの多様化

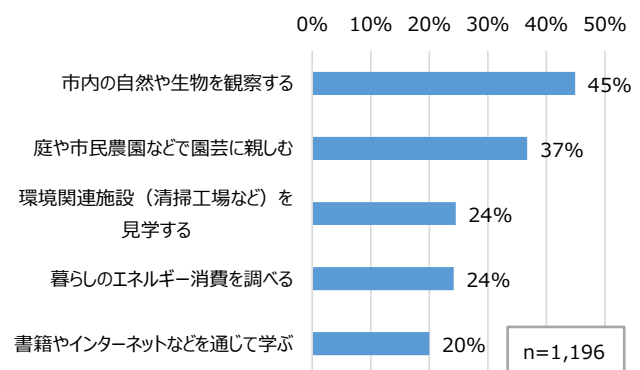
居住、職業、年齢、世代等の違いにより、環境を学ぶ機会や環境活動の場、環境に係る情報の入手方法等も様々な選択肢があります。例えば、環境に関する情報発信の方法について、アンケート結果より本市では広報習志野の活用が最も望まれています。年齢別にみると60代以上は広報習志野、10～50代ではSNS等の活用が好まれる傾向にあります。

また、環境教育や環境学習への参加の機会についても、体験型への参加、またはオンラインで自由な時間に学ぶ等、様々な参加方法のニーズが考えられます。

市からの情報を多くの市民、事業者等に知ってもらうためには、多様なライフステージに合わせた広報活動や普及啓発のアプローチ、様々な媒体やイベント等を活用した広域的な情報発信等、効果的かつきめ細やかな情報提供を行い、環境に関する取り組みを活性化していく必要があります。



環境に関する情報発信で取り組んでほしい方法
(令和6(2024)年度 環境に関する市民アンケート調査)



やってみたいと思う環境に関する体験等
(令和6(2024)年度 環境に関する市民アンケート調査)



多様な生活スタイルに合わせた環境教育や環境保全活動等、ニーズに合わせた対応が必要

施策

施策 12 環境教育・環境学習

主体的に環境保全活動に取り組む人材を育てていくため、学校を通じた環境教育や、年代等を問わずに誰もが参加できる環境学習を通じて、環境保全へ向けた意識の醸成を図り、取り組みを活性化します。また、利便性の向上や年齢別等のニーズに応じた情報発信により、多くの市民等の参加を促します。

取り組み 12-① 市民等の環境学習の普及

■ 環境学習の機会の提供

- 公共施設等における自然観察会の実施や環境学習の場の提供を行います。
- 環境月間を中心に関連イベントを実施し、環境保全へ向けた意識の醸成、積極的な活動への意欲向上を図ります。
- ホームページ、SNS 等を活用し、環境教育・学習につながる情報提供を行います。
- 環境学習に際して講師を派遣する等、支援を行います。
- デジタル技術を活用した環境学習を推進します。



地球温暖化防止パネル展

取り組み 12-② 学校における環境教育の推進

■ 学校における環境教育への支援

- 学校における総合的、継続的な環境教育を推進します。
- 環境教育に関連する校外行事に際して、公共施設の見学・活用の受け入れ等、支援を行います。

施策 13 環境保全活動

市民、事業者等による環境に関する自主的な活動を支援し、多様な主体間の協働・連携による環境保全活動を推進します。

また、谷津干潟及びそこに生息する渡り鳥の保全に向けて、市内だけでなく国際的な交流・連携体制の構築にも継続して努めていきます。

取り組み 13-① 環境保全活動の促進

■ 環境保全に関わる人材育成

- 谷津干潟自然観察センターにおけるボランティアの育成として、活動に必要となる基礎知識や技術習得へ向けた研修を行います。



谷津干潟観察センター
ボランティアの様子

■ 環境保全活動への支援

- 市民・団体等における環境保全活動に対し、活動の促進に向けた支援を行います。
- 市民活動団体について、地域情報ポータルサイトを活用した活動紹介等、情報発信を行います。

取り組み 13-② 広域的連携の推進

■ 環境保全に関する連携体制の構築

- 【再掲】湿地と渡り鳥の保全を進めるため、オーストラリア・ブリスベン市との「湿地提携」や国際的な連携協力事業である「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」への参加等、谷津干潟を中心とした交流・ネットワークの構築に努めます。
- 谷津干潟の日を記念した行事や各種関連イベントの開催を通じ、市域全体での協働体制の構築に努めます。



「谷津干潟をキレイにしよう！」
の実施の様子



「谷津干潟の日フェス」の様子

指標

施策 12 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
小・中学校における再生可能エネルギー（太陽光発電）使用の認知度	—※1	認知度の向上※2
イベント等の環境啓発の実施件数	3 件/年	6 件/年
【再掲】谷津干潟自然観察センター団体※3 対応者数	4,813 人	4,900 人

※1 太陽光発電設備を設置している小・中学校へのアンケートを実施予定。

※2 現状値はないため目標値は未設定。

※3 幼稚園、保育所、小・中学校等。

施策 13 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
谷津干潟自然観察センターにおける登録ボランティア数	124 人	137 人
「谷津干潟をキレイにしよう！」参加者数	209 人	220 人